令和6年度 事業計画

施設名	KoBo れもんぐらす
サービス種類	多機能型(就労継続支援B型・生活介護)

理念 笑顔

項目	内 容		
1. 事業開始予定日	令和6年4月1日		
2. 事業開始場所	三重県名張市西原町 2590 番6		
3. 利用定員	定員 10 名		
4. 従業者等の人員	(1)管理者 1名 (2)サービス管理責任者 1名 (3)職業指導員 1名 (常勤・専従1名) 生活支援員 1名 (非常勤・専従1名) (4)調理員 1名 (非常勤・兼務1名)		
5. サービスの提供	提供時間 10:00~16:00(6 時間) 送迎時間 (迎え)8:00~10:00 (送り)16 提供日数 当該月数から8日を除した日数		
6. 事業の内容	(1)基本計画:自主授産品の製造、販売そして、作業を中心として、 そこで表れた就労意欲を発展させ社会参加への支援を図るととも に、社会経済への参加、文化的事業(作業所の行事など)を行い、就 労に必要な知識及び、能力の向上・維持を図る。また、日常のマ ナーやルールを学び、互いを助け合う協働力を養う。 ①生産品目(加工、受託の2種類の生産活動を実施) 区分 主な販売品、内容等 年間売上目標 加工 パン、クッキー 200万 受託 傘の検品作業、ゴムのバリ取り作業 等 60万		
	販売先		販売頻度
	アーケムフォーミングジャパン株式会社	週2回(火、木)	
	株式会社 SMV JAPAN	週1回(金)	
		週1回(木)	
		月1回	
		月1回	
	大倉医院、他事業所(キエロ)、個人	月10	
	三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園 名張市社会福祉協議会 ファイン株式会社伊賀工場 株式会社ニューウェイ伊賀服部センター いきいき武道館	週1 月1 月1 月1 月1	

- (2)個別支援計画:利用者一人ひとりのために作成した個別支援計画に沿ってサービスを実施する。サービス担当職員は、専門知識・専門技術に加え熱い情熱を持った上で支援にあたり、サービス管理責任者は、保護者、担当職員、関係機関と連携し、本人の誕生日月とその6か月後にモニタリングを行った上で個別支援計画書を作成する。作成に当たっては、必ず担当者会議を通し、本人にとって希望をもち、夢をかなえることができる内容を盛り込む。また、サービス管理責任者は個別支援計画を遂行するにあたり、その都度、管理者や職業指導員等に情報を提供し共有していく。
- (3)利用者負担額等の請求・受領業務
- (4)訓練等給付費請求・受領業務
- (5) 利用者や保護者からの相談受付・苦情解決
- (6)健康管理
 - ①健康診断(検便を含む)※1、インフルエンザ予防接種(1 回/年)※2 ※いずれも希望者のみ
 - ②検便(1 回/月) ※食品取扱者のみ(利用者含む)
 - ③手洗い・アルコール消毒(3 回/日)、うがい(2 回/日)、検温(2 回/日)、血圧測定(1 回/週)、マスク着用(常時)

※検温、血圧測定については状況に応じ適宜行う

- ④新型コロナウイルス感染症予防対策
- ⑤服薬管理(必要な利用者に対し誤薬防止のため職員が管理する)
- (7)食事の提供: 昼食代 300 円/食

希望者に対し食事の提供を行う。あらかじめ業者により作成された 献立に沿って食事を提供し、クリスマスなどのイベント時には、利 用者の嗜好、年齢や障害の特性、栄養のバランスにも配慮したメニ ューを考え、食事を楽しめるよう工夫する。

さらに、適切な衛生管理を行う(HACCPの考え方を取り入れる)

- (8)送迎サービス:希望者には「ドア to ドア」の送迎を行う。 運転前後の運転者に対し、目視等(アルコールチェッカー含む)で当 該運転者の酒気帯びの有無を確認する。
- (1)目 的:消防法第8条第1項の規定に基づき、KoBoれもんぐらすにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図る。
- 7. 消防計画
- (2)教育訓練:防火管理者は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する訓練を行う。
- (3)建物等の自主点検: 各フロアの火元責任者は、毎月1回自主検査表に基づき自主検査を行う。
- (4)消防用設備の法定検査:消防用設備の機能を維持管理するために 年2回法定検査を行い、その結果は1年に1回消防庁に報告する。

8. 事業継続計画(BCP) 令和6年4月1日~ 義務化	感染症※1 及び災害(大地震や水害等)発生時※2 に備え、事業継続計画
	に沿って研修や訓練をそれぞれ年 1 回以上行い、すべての職員が参
	加できるようにする。
	※1 新型コロナウイルス感染症等(インフルエンザ・ノロウイルス)の感染症
	※2 電気・ガス・水道等のライフラインが寸断された場合
9. 防犯対策計画	企図的な不審者の侵入など様々なリスクを認識した対策を行い、所
	内体制と職員の共通理解を図る。危機管理意識を高めるための研修
	や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察署と連携を図り、不審
	者が施設内に侵入したことを想定した防犯訓練や防犯講習を定期的
	に実施する。また、全職員に警笛を常時携帯することを義務付け、
	不審者の侵入時や利用者との外出時に使用する。
	さらに、不審者の侵入を未然に防ぐため、施設の施錠を行うが、利
	用者の自由を確保し、災害発生時の避難に支障が出ないよう留意す
	る。「さすまた」については、不審者の目につきにくいところに配置
	する。
	適切な利用者支援ができるよう次の研修を行い、サービスの提供に
	必要な能力を養う。
	(1)内部研修
10. 研修計画	• 人権研修(障害者虐待防止法 • 障害者差別解消法等)
	※外部から講師を招き年2回行う(実施月調整中)
	・ストレスチェック、パワハラ防止法等
	(2)外部研修※令和6年度概要未定
	・キャリアアップ研修(三重県社会福祉研修センター)
	・課題別専門研修(三重県社会福祉研修センター)
11. その他	• 主任会議(随時開催)
	・職員会議(随時開催)※常勤・非常勤問わず全員参加型
	• 年間行事(未定) ※新型コロナウイルス感染症拡大状況を鑑み判断
	・修繕、補修必要箇所の整備(経年劣化等による修繕、補修が必要な箇所につ
	いては安全に作業していただくため、即時対応に努める)

タイムスケジュール

時間	活動内容
~10:00	送迎車順次到着
10:00~	朝礼(手洗い→うがい→消毒後に朝礼)
	作業(パン製造、下請け作業、給食作り)
12:30~	休憩(手洗い→うがい→消毒後に昼食)※希望者には継続的に食事を提供
13:30~	作業(午前の続き)
15:00~	清掃(手洗い→消毒)、作業日報
15:45~	終礼
	送迎車への乗り込み(希望者のみ事業所の送迎を利用)
16:01~	送迎車順次出発